

ライフの学校 共生型看護多機能センター 六郷キャンパス
重要事項説明書
(指定看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所)
当施設は介護保険の指定を受けています。
(仙台市指定 第0495300485号)

当施設はご契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 ライフの学校
法人所在地	宮城県仙台市若林区上飯田字天神1番1
電話番号	022-369-3907
代表者氏名	理事長 田中 伸弥
設立年月日	平成19年2月16日

2. ご利用施設

施設の種類	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 令和6年4月1日指定
施設の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、 通いサービス、訪問サービス、宿泊サービス及び訪問看護サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
施設の名称	ライフの学校 共生型看護多機能センター 六郷キャンパス
施設の住所	宮城県仙台市若林区今泉字門暮126番1
電話/FAX番号	080-9257-7235／022-352-8362
管理者名	管理者 佐藤 由美子
開設年月日	令和6年4月1日
登録定員	29名 (通いサービス定員18名、宿泊サービス定員9名)

<居室・設備の種類>

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	4室	居室内トイレ有／冷暖房完備
個室(1人部屋)	5室	居室内トイレ無／冷暖房完備
共同生活室	1ヵ所(126.65㎡)	共用

食堂	共同生活室と兼用	共用
浴室	1室	一般浴槽

※上記は、厚生労働省が定める基準により、看護小規模多機能型居宅介護の事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

※居室の変更:ご契約者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

仙台市若林区とするが、仙台市内の他区へのサービス実施については、サービス内容及び、サービス頻度等を考慮して決定するものとします。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	(基本時間) 9:00 ~ 18:00
宿泊サービス	(基本時間) 18:00 ~ 翌9:00
訪問サービス	24時間

※ 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職種	配置状況	指定基準	職務の内容
管理者	1名(常勤・兼務)	1名	事業内容の調整
介護支援専門員	1名以上(常勤・兼務)	1名	サービス内容の調整 相談業務
看護職員	5名	2.5名以上	健康管理等の医療業務
管理栄養士	1名以上	必要数	栄養管理等業務
介護職員	4名以上	【通所サービス】 利用者3名に対して1名以上 【宿泊サービス】 2名以上(夜勤・当直) 【訪問サービス】 2名以上(常勤換算)	日常生活介護 相談業務

※常勤換算・職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1人(8時間×5人÷40時間=1人)となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務形態
管理者 介護支援専門員 介護職員	【早番】 7:00 ～ 16:00 【日勤】 9:00 ～ 18:00 【遅番】 12:45 ～ 21:45 【夜勤】 21:30 ～ 翌7:30 ※その他利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
看護職員 管理栄養士	【早番】 7:00 ～ 16:00 【日勤】 9:00 ～ 18:00 ※その他利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

5. 緊急時の対応

○ 身体状況急変時

看護師を中心とした緊急体制を整備しております。ご利用者の容態に変化等があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

○ 災害時

定期的に避難訓練を行い、災害時に備えております。

<防災管理者>岡本 雄輔

○ 感染症発症時

感染症対策委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えております。感染症の発生を確認した場合は早急に感染症拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。

○ 不審者侵入時

不審者の施設内侵入に加え、ご利用者に危害を及ぼさないよう、出入口のセキュリティーシステムの活用、防犯器具の設置等を強化し、施設防犯管理体制を整備しております。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- ・利用料金が介護保険から給付される場合(介護保険の給付の対象となるサービス)
- ・利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合(介護保険の給付対象とならないサービス)

<介護保険の給付の対象となるサービス>

※以下のサービスについては、利用料の額は、介護報酬通知上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとします。

また、ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護の計画に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・台所で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

・運営規定第8条(2)イに定める利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

① 訪問サービス

・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。

※訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- 1) ご契約者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
- 2) 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- 3) ご契約者もしくはその家族等に対して宗教活動、政治活動、営利活動
- 4) その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

① 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金(1月あたり)>

1 ご契約者の要介護度と サービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護4	要介護5
	128,577円	179,896円	252,888円	286,822円	324,444円
2 うち、介護保険から 給付される金額	115,719円	161,906円	227,599円	258,139円	291,999円
3 サービス利用に係る 自己負担(1-2) 1割負担	12,858円	17,990円	25,289円	28,683円	32,445円
3 サービス利用に係る 自己負担(1-2) 2割負担	25,716円	35,980円	50,578円	57,365円	64,889円
3 サービス利用に係る 自己負担(1-2) 3割負担	38,574円	53,969円	75,867円	86,047円	97,334円
4 居住に係る標準自己負担額	2,600円(トイレ有) 2,160円(トイレ無)				
5 食事に係る標準自己負担額	1,700円				
6 自己負担額合計 1割	12,858円 + 食費・滞在費	17,990円 + 食費・滞在費	25,289円 + 食費・滞在費	28,683円 + 食費・滞在費	32,445円 + 食費・滞在費
6 自己負担額合計 2割	25,716円 + 食費・滞在費	35,980円 + 食費・滞在費	50,578円 + 食費・滞在費	57,365円 + 食費・滞在費	64,889円 + 食費・滞在費
6 自己負担額合計 3割	38,574円 + 食費・滞在費	53,969円 + 食費・滞在費	75,867円 + 食費・滞在費	86,047円 + 食費・滞在費	97,334円 + 食費・滞在費

※緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応(短期利用居宅介護)

宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能となります。

＜その他サービス利用単位について(1割・2割・3割＞

- ・総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(1月につき1,200単位 1割1,240円 2割2,480円 3割3,719円)
- ・科学的介護推進体制加算(1月につき40単位 1割42円 2割83円 3割124円)
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき10単位 1割11円 2割21円 3割31円)
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき750単位 1割775円 2割1,550円 3割2,325円)
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

⇒基本単位に各種加算を合わせた合計単位数の16.5%(ご利用頂く利用者様により加算単位が変化致します)

＜介護保険の給付対象とならないサービス＞

ア 食事の提供(食事代)

ご利用者に提供する食事に要する費用です。

料金 ⇒ 朝食400円／ 昼食550円／夕食550円／おやつ200円

イ 宿泊に要する費用

ご利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金 ⇒ トイレ洗面所有個室2,600円・トイレ洗面所無個室2,160円

エ おむつ代など

実費相当額をいただきます。

オ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料金 ⇒ 材料代等の実費相当額をいただきます。

カ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。(1枚につき10円)

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

＜利用料金のお支払方法＞(契約書第二章第6条参照)

サービス利用に係る料金・費用は、1ヶ月ごとに計算してご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)

○お支払方法

1) 振込によるお支払

＜振込先＞

七十七銀行 沖野支店 普通 5032541 社会福祉法人ライフの学校 理事長 田中 伸弥

※振込にかかる場合の手数料は、ご契約者又はご家族のご負担でお願い致します。

2) 口座振替によるお支払

七十七銀行若しくはその他の銀行 毎月27日振替(※上記同様)

＜利用の中止、変更、追加＞(契約書第7条参照)

・看護小規模多機能型居宅介護のサービスは、看護小規模多機能型居宅介護の計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護のサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

・前述の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)のためサービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

<看護小規模多機能型居宅介護の計画について>

看護小規模多機能型居宅介護のサービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。

計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

7. 苦情の受付について(契約書第七章第20条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受け付け窓口 菅原 涼蔵(介護支援専門員)

・苦情解決責任者 佐藤 由美子(管理者)

・受付時間

毎週月曜日～金曜日9:00～17:00(祝祭日及び8月13日～16日、12月30日～1月3日を除く)

また、苦情受付ボックスを1階フロアに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康福祉局保険高齢部 介護事業支援課 居宅サービス指導係	所在地 仙台市青葉区国分町3丁目7-1 電話番号 022-214-8192 受付時間 9:00～17:00
仙台市若林区役所保健福祉センター 介護保険課 介護保険係	所在地 仙台市若林区保春院前丁3-1 電話番号 022-282-1111 受付時間 9:00～17:00
宮城県国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目2-3 電話番号 022-222-7700 受付時間 9:00～16:00
宮城県社会福祉協議会『運営適正化委員会』	所在地 仙台市青葉区上杉3丁目3-1 電話番号 022-716-9674 受付時間 9:00～16:30

※その他、お住まいの各区介護保険課介護保険係にご相談ください。

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり 運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

【構成】

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)について知見を有する者等

【開催】

隔月で開催

会議録:運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人 ライフの学校 ゆとりの医科歯科クリニック
所在地	仙台市宮城野区新田5丁目1-20
電話番号	022-253-6580
診療科	内科外科

医療機関の名称	社会医療法人康陽会 中嶋病院
所在地	仙台市宮城野区大槻15番27号
電話番号	0570-00-5191
診療科	内科・外科・整形外科・形成外科・リハビリテーション科・脳神経外科

(2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人 ライフの学校 ゆとりの医科歯科クリニック
所在地	仙台市宮城野区新田5丁目1-20
電話番号	022-253-6580
診療科	歯科

10. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により 破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定看護小規模多機能型居宅介護
ライフの学校 共生型看護多機能センター 六郷キャンパス

説明者職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等でご契約者並びにご家族の情報をうけるほか、医療機関・居宅介護支援事業者等への情報の提供を含め、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 _____

契約者氏名 _____

身元保証人住所 _____

身元保証人氏名 _____

身元保証人連絡先 _____

契約者との続柄 _____

身元保証人住所 _____

身元保証人氏名 _____

身元保証人連絡先 _____

契約者との続柄 _____

「個人情報の使用等に係る説明書」

以下に定める条件のとおり、指定看護小規模多機能型居宅介護「ライフの学校 共生型看護多機能センター 六郷キャンパス」は、利用者ご本人及び身元保証人、ご家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することをお約束いたします。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- ① 介護保険における介護認定の更新、変更のため。
- ② ご利用者に関わる介護計画書(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- ③ 医療機関、自治体(保険者)、介護サービス事業者、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- ④ 利用者が、医療サービスを希望している場合及び主治医の意見を求める必要のある場合。
- ⑤ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- ⑥ 行政からの要請などに応える場合。
- ⑦ その他サービス提供で必要な場合。
- ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

3. 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

4. 肖像権及び施設内におけるボランティア・実習生との交流

- ① 施設においてはその性格上、他の利用者やそのご家族、見学者、施設管理に関する業者等の施設への出入りがあります。
- ② 当法人では、広報誌・ホームページにて、ご利用者の皆様のご日常の様子を関係方面にお知らせしております。その場合、ご利用者のお写真を掲載させていただく場合があります。
- ③ 当法人では、各種資格取得を目指す学生等の実習を行う場として施設を提供しております。この実習生への情報提供及び実習生による介助を提供する場合があります。

令和 年 月 日

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき個人情報使用に係る説明を行いました。

指定看護小規模多機能型居宅介護

ライフの学校 共生型看護多機能センター 六郷キャンパス

説明者職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から個人情報保護に係る説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等でご契約者並びにご家族の情報をを用いるほか、医療機関・居宅介護支援事業者等への情報の提供を含め、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 _____

契約者氏名 _____

身元保証人住所 _____

身元保証人氏名 _____

身元保証人連絡先 _____

契約者との続柄 _____

身元保証人住所 _____

身元保証人氏名 _____

身元保証人連絡先 _____

契約者との続柄 _____